

令和5年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）実施要領
（サービス管理責任者等実践研修）

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る。

2 実施主体（愛知県サービス管理責任者等研修（実践研修）指定事業者）

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会（事業者番号：愛サ2号）

3 対象者

愛知県内に所在する事業所等に従事し、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置され、又は配置される予定があり、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分のみも可）を修了した方で、受講開始日までに基礎研修修了後2年間の実務経験を有する方、または基礎研修修了後6か月以上の個別支援計画作成の一連の業務に従事した実務経験を有する方。

オンライン受講については、指定された研修日程で安定したインターネット環境で受講が可能な方。

※実務経験については、別紙1及び別紙4を参考に各事業所において確認してください。

4 受講料

受講課程	受講日数	受講料（税込）
サービス管理責任者等研修（実践研修）	2日間	22,000円

5 定員

1,100名

6 研修日程（指定日）

期間・日程		会場
I 講義 指定された講義動画を期間内に視聴します。		
（動画配信期間） 11月13日（月）から2月28日（水）まで（予定）		インターネット配信（オンデマンド） （受講決定後に視聴方法を案内します。）
II 演習 次の日程1～11のいずれか【2日間連続】をオンラインで受講します。		
日程1	12月7日（木）～8日（金）	インターネット上のオンライン会場
日程2	12月14日（木）～15日（金）	
日程3	1月11日（木）～12日（金）	
日程4	1月16日（火）～17日（水）	
日程5	1月23日（火）～24日（水）	
日程6	1月25日（木）～26日（金）	
日程7	2月1日（木）～2日（金）	
日程8	2月6日（火）～7日（水）	
日程9	2月15日（木）～16日（金）	豊橋商工会議所
日程10	2月20日（火）～21日（水）	名古屋銀行協会
日程11	2月27日（火）～28日（水）	インターネット上のオンライン会場

※当研修は、受講決定時に指定された研修日程に限り受講することができます。

（基礎研修の修了日から11月12日までに2年以上または6か月以上の個別支援計画作成の一連の業務に従事した実務経験が必要）

7 標準カリキュラム（概要）

科目	概要	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義（1時間）		
障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向（講義）	障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向について講義により理解する。それにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2. サービス提供に関する講義及び演習（6.5時間）		
モニタリングの方法（講義・演習）	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画等との連動性を念頭に入れながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	個別支援会議の意義、進行方法、行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。 個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者等としての説明能力を獲得する。 模擬個別支援会議の体験を基に、個別支援会議におけるサービス管理責任者等の役割についてグループワーク等により討議し、その役割についてまとめる。	270分
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習）	サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
0JTとしての事例検討会の進め方（講義・演習）	事例検討の目的、方法、効果等について講義により理解する。 また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 受講者が持ち寄った実践事例を基に、事例検討会を行い、体験を通して事例検討会の進め方を習得する。	120分
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習（3.5時間）		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者等の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）	多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者等の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について講義により理解する。	50分
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み（講義）	（自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について講義を通じて理解する。 サービス管理責任者等の業務を通して見いだされる地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議をとおして、連携のあり方についてまとめを行う。	110分

8 受講申込

(1) 受付期間

9月11日(月)から9月29日(金)まで

※申込締め切り後の申込は一切受け付けません。

(2) 申込方法

申込者は、受講希望者の所属機関(団体、法人、事業所等)となります。

愛知県社会福祉協議会ホームページの専用入力フォームから申し込み、必要書類をホームページからダウンロードして郵送してください(上記受付期間内消印有効)。

- ホームページ <https://www.aichi-fukushi.or.jp> にアクセスし、メニューの「研修のご案内」⇒「令和5年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修(実践研修)のご案内」⇒と進み、入力フォームへ必要事項を入力してください。
- 次の書類を上記期間内に必ず郵送してください。

No.	提出書類	部数
1	サービス管理責任者研修(基礎研修)修了証書写し 児童発達支援管理責任者研修(基礎研修)修了証書写し(※該当のある研修のみ)	1部
2	相談支援従事者初任者研修(講義部分のみも可)修了証書写し	1部
3	実務経験証明書 (※HPからダウンロードしてご記入ください。原則、基礎研修で修了されたサービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修または両方の修了証書が発行されます。)	1部
4	「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の指定権者への届出の写し (一定の要件を満たし、基礎研修修了後6か月以上の個別支援計画作成の一連の業務に従事した実務経験で受講可能な方のみ。別紙4参照。)	1部

※記載内容を確認するため、研修事務局からご連絡することがありますので、提出書類や申込控えメールは、各事業所で必ず保管してください。

※申込内容に虚偽が認められた場合は、申込みを取り消します。

※定員超過により、受講できない場合がありますので予めご了承ください。

※当研修は、受講決定後に指定された研修日程を受講いただきますので、管理者におかれては、ご配慮いただきますようお願いいたします

9 受講決定

(1) 決定方法

愛知県が定める「愛知県サービス管理責任者等研修(実践研修)受講者決定方法」(別紙2)に基づく

(2) 決定時期と決定通知方法

10月下旬を目途に、受講の可否と受講指定日を、申込者(団体、法人、事業所等)あて通知します。

(3) 受講料

受講決定者には、受講決定通知に併せて、**専用の振込用紙を送付します**。受講料は、振込用紙に記載された期限までに必ずお支払いください。

10 修了証書の交付

次の要件をすべて満たした者は、修了者と認定し、修了証書(※)を交付します。

- (1) 指定された受講日程の全てを受講すること(安定したインターネット通信環境の確保により研修カリキュラムの全てを受講できること)。
- (2) 定められた期限までに課題を提出すること。
- (3) 受講態度が良好であること。遅刻、中抜け、早退、欠席、態度不良の場合、受講を取り消します。

※申込時に提出された「実務経験書（受講要件を満たすもの）」に基づき、基礎研修で修了されている研修の修了証書のみ交付します。追加の交付はできません。

1 1 修了者名簿の管理

研修実施後は、研修修了者の名簿を整備し、愛知県に報告するとともに、受講者所属事業所を所管する愛知県内の市町村に提供します。

1 2 受講申込にあたっての留意事項

- (1) 申込時は、申込内容を十分に確認し、お名前（漢字）、生年月日、郵便番号、住所等、お間違えの無いようご注意ください。特に、電子メールアドレスは、細心の注意を払って確実に登録し、受講者本人が速やかにメールを受信・閲覧できるものにしてください。
- (2) 当研修は、受講決定後に指定された研修日程を変更することはできません。事業所管理者におかれては、追って決定された受講指定日にて確実に受講できるようご配慮願います。
- (3) 上記 8 の（1）の受付期間後の申込み、及び受講希望者の変更はできません。職員の配置等に関し、受講予定者と十分に相談するとともに、事業所の運営を考慮したうえでお申し込みください。
- (4) 受講申込者は、所属法人・事業所の管理者とし、個人による申し込みは受け付けません。
- (5) 受講決定後、別に定める期限までに、受講料のお支払いが確認できない場合は、受講を取り消します。
- (6) 入金いただいた受講料は、いかなる場合も返金いたしませんのでご了承ください。
- (7) この研修は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することを目的とした研修であり、各事業所のサービス管理責任者等としての、配置の適用を保障するものではありません。
- (8) 研修修了後の配置要件等については、事業所所管の指定都市、中核市担当課、又は愛知県福祉部福祉局障害福祉課事業所指導第一グループ（別紙 3）にご確認ください。

1 3 その他

- (1) 受講の決定は、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務や配置を証明するものではありません。
- (2) 研修当日、荒天等による特別警報、暴風警報が発令された場合であり、それを原因に安定したオンライン環境の確保が損なわれた場合は、原則として研修を中止します。
- (3) オンライン受講に際しては、安定したインターネット接続環境や（有線または高速無線）、PC・ウェブカメラ・ウェブマイク等の、オンライン受講に必要な機器等を確実に整備してください。
詳しくは、ZOOM システム要件 で検索してください。

1 4 提出書類の送付先・問合せ先

〒461-0011 名古屋市東区白壁一丁目50番地

愛知県社会福祉協議会福祉人材センター研修部

TEL (052) 212-5516 ・ FAX (052) 212-5518

(別紙 1) 愛知県サービス管理責任者等研修受講に係る実務経験

(別紙 2) 愛知県サービス管理責任者等研修（実践研修）受講者決定方法

(別紙 3) 愛知県指定権者一覧

(別紙 4) 基礎研修修了後の実務経験が6か月以上で受講可能な方について

(別紙 5) 受講申込の流れ

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修
受講に係る実務経験

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験については、別表を参考に、各事業所においてご確認ください。

なお、この表は受講対象者であるかを確認するものであり、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に必要な実務経験を示すものではありません。

配置にあたっては、別紙 3 の指定権者にご確認ください。

【共通注意事項】

1 定義

○ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことをいう。

○ 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務をいう。

○ 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

2 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

1 サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
<p>① 相談支援業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>ア 施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業 ○ 〔身体/知的〕障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設 ○ 児童相談所、保健所、市町村役場 	5年以上
	<p>イ 医療機関（病院・診療所）において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）国家資格等を有する者 （4）施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務（ア、ウ、エの業務）に従事した期間が1年以上である者 	
	<p>ウ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター ○ 障害者雇用支援センター 	
	<p>エ 特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学校、特別支援学級 	
	<p>オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	
<p>② 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p>	<p>カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設 ○ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 	8年以上
	<p>キ 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特例子会社、重度障害者多数雇用企業 	
	<p>ク 盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者</p>	
	<p>ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター 	
<p>③ 有資格者等</p>	<p>コ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） （2）訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 （3）保育士 （4）児童指導員任用資格者 	5年以上
	<p>サ 上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>	3年以上

(注) ①と③コとの通算可

2 児童発達支援管理責任者の実務経験

業務の範囲	業務内容	実務経験年数
<p>① 相談支援業務</p> <p>自立に関する相談、指導、その他の業務</p> <p>障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童・障害児（児童福祉法第四条第一項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>ア 施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定〔特定/障害児/一般〕相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業 ○ 児童相談所、児童家庭支援センター、〔身体/知的〕障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、<u>地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設</u> ○ 保健所、市町村役場 	5年以上（※）
	<p>イ 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務（ア、ウ、エの業務）に従事した期間が1年以上である者 	
	<p>ウ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、障害者雇用支援センター 	
	<p>エ 学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く） 	
	<p>オ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者</p>	
	<p>カ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	
<p>② 直接支援業務</p> <p>入浴、食事介助、排せつ、その他、生活介助に関する業務、その他の職業指導業務、付帯訓練等に係る指導業務</p>	<p>キ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、<u>老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床</u> ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、<u>老人居宅介護等事業</u> ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 	8年以上（※）
	<p>ク 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特例子会社、重度障害者多数雇用企業 	
	<p>ケ 学校に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く） 	
	<p>コ 児童福祉等に関する施設、事業に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設 ○ 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業 <p>サ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター 	
<p>③ 有資格者等</p>	<p>シ 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 	5年以上（※）
	<p>ス 上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）</p>	3年以上（※）

※ かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験（実務経験年数のうち下線の業務に従事した期間を通算して除外した期間）が3年以上（注） ①と③シとの通算可

愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）

受講者決定方法

愛知県サービス管理責任者等研修の受講決定については、別紙 1 の受講要件を満たす者について、下記の選考基準に基づき優先順位をつけ、受講決定を行う。

なお、選考について、事情を勘案する必要があると認められる場合は、愛知県と協議の上、決定する。

＜選考基準＞

基準Ⅰ：県内の事業所に配置の受講申込者を優先する。

基準Ⅱ：法人からの受講申込を基本とし、配置予定状況により、次の優先順位で受講決定する。

① みなし配置されている者で、経過措置適用期間(※)内に研修を修了しなければ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できず人員基準を満たせない者

※経過措置適用期間とは、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者しての実務要件を満たし、令和元年度から令和 3 年度の基礎研修を修了した者が、実践研修を受講しなくても基礎研修修了後 3 年間はサービス管理責任者等として従事できる期間をいう。

② 本年度に研修を修了しなければ、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できず人員基準を満たせない者

③ 翌年度までに研修を修了しなければ、サービス責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できず人員基準を満たせない者

④ 国の規定(※)により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた事業所に配置された者であって、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験を満たしている者

(※) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が認めるもの等」(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号)及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号)

⑤ 翌々年度までに研修を修了しなければ、サービス責任者又は児童発達支援管理責任者として配置できず人員基準を満たせない者

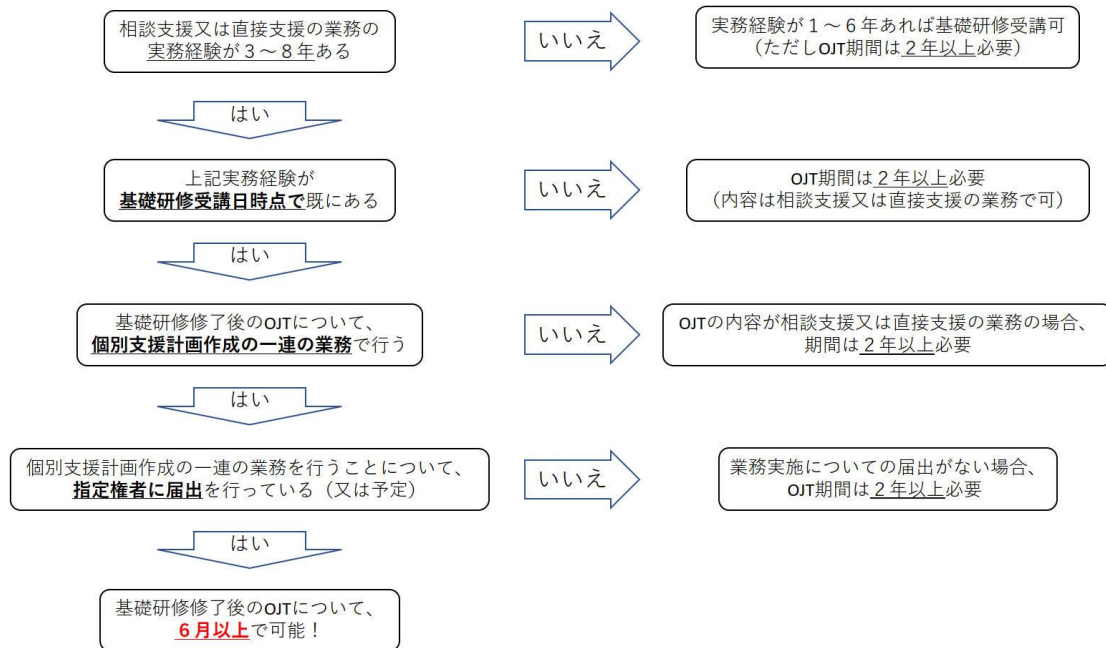
⑥ 時期は未定であるが、今後サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置される予定であること

※同じ要件内の順位については、原則申込順とするが、法人からの受講申込みの優先順位及び配置予定状況を勘案し、上位から順に受講決定を行う。

愛知県指定権者一覧

区分 \ 事業所所在地		名古屋市	豊橋市 岡崎市 一宮市 豊田市 大府市	その他の市町村
総合支援法	障害福祉サービス 事業所	名古屋市 障害者支援課	市 障害福祉担当課	県障害福祉課
	指定一般相談			市町村 障害福祉担当課
	指定特定相談			
児童福祉法	障害児入所施設	名古屋市 子ども福祉課	県障害福祉課	県障害福祉課
	障害児通所支援			市 障害福祉担当課
	障害児相談			

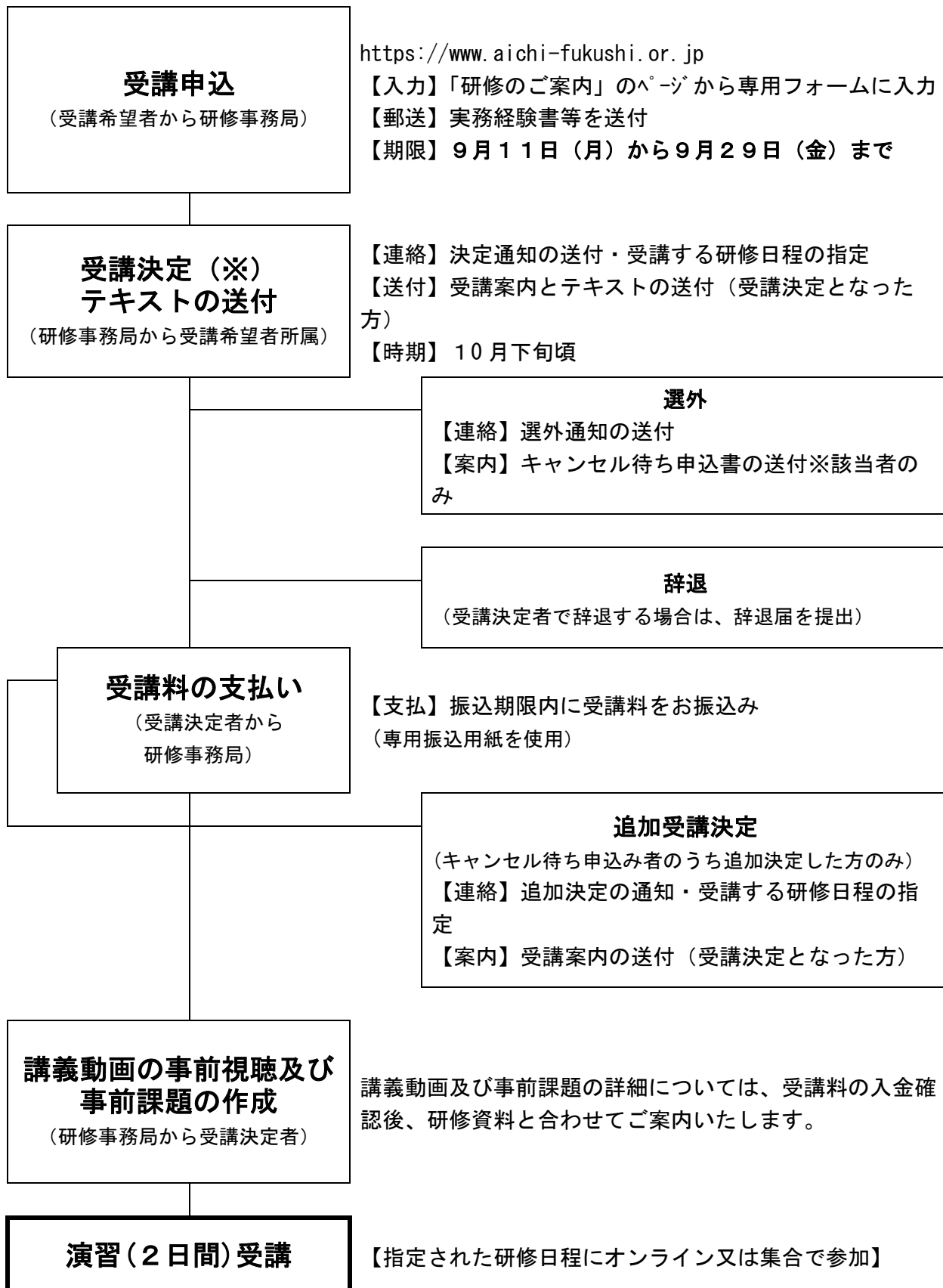
基礎研修修了後の実務経験が6か月以上で受講可能な方について



【要件】

- ①基礎研修受講開始時点において、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験を満たしている。
 - ②障害福祉サービス等において、「個別支援計画作成の業務」に従事している。
 - ③上の業務に従事することについて、指定権者に届出を行っている。
- ※①の基礎研修修了者を②の業務に従事させるには、当該事業所において既に1名以上サービス管理責任者等が配置されていることが必要となります。

受講申込の流れ (サビ児管実践研修用)



(※) この研修は、受講決定後に指定された研修日程をご受講いただきます。